

令和5年瀬戸市議会12月定例会提出予定議案等の概要

1 条例及び単行議案関係

第65号議案	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について	
担当課・係名	危機管理課 危機管理係	
1 条例改正の理由	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例中 所要の事項を改正するため。	
2 条例改正の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例 中に引用している条項等を次のとおり改める。	
(1) 主な内容	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例 中に引用している条項等を次のとおり改める。	
	改正後	改正前
	第26条の8	第44条
	特定新型インフルエン ザ等対策派遣手当	新型インフルエンザ等 緊急事態派遣手当
(2) 施行期日等	公布の日	
3 条例改正に係る根拠法令	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31 号）	

第66号議案	瀬戸市公民館（14館）に係る指定管理者の指定について			
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第2係			
1 議案提出の理由	瀬戸市公民館（14館）の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。			
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市公民館（14館）</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市公民館協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで</p>			
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>			
4 議案提出に伴う影響、効果等	施設概要			
	名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	建物延 べ面積 (㎡)
1	陶原公民館	熊野町98番地	17,667.00	620.00
2	深川公民館	宮脇町53番地	950.37	402.54
3	祖母懐公民館	上ノ切町43番地	3,406.40	729.78
4	古瀬戸公民館	西拝戸町16番地の10	974.24	412.59
5	東明公民館	西拝戸町16番地の3	2,022.63	426.54
6	效範公民館	北山町39番地	1,726.00	708.60
7	長根公民館	城屋敷町22番地	1,497.89	686.01
8	水南公民館	東松山町154番地	854.16	409.01
9	山口公民館	田中町108番地	7,486.91	745.04
10	幡山公民館	幡山町71番地	2,903.80	427.89
11	掛川公民館	定光寺町1206番地	2,315.00	152.91
12	原山公民館	原山台8丁目163番地	1,072.00	405.00
13	萩山公民館	萩山台4丁目2番地の2	2,616.23	404.73
14	八幡公民館	八幡台1丁目145番地の2	1,602.66	404.87

第 6 7 号議案	瀬戸市下品野地域交流センターに係る指定管理者の指定について
担当課・係名	まちづくり協働課 協働第 1 係
1 議案提出の理由	瀬戸市下品野地域交流センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市下品野地域交流センター</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市品野町 6 丁目 1 1 6 番地 下品野地域力向上協議会</p> <p>(3) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 6 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 4 条の 2 第 3 項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 品野町 6 丁目 1 1 6 番地</p> <p>(2) 敷地面積 1, 4 2 1. 2 2 m²</p> <p>(3) 延床面積 8 5 7. 0 1 m²</p> <p>(4) 施設内容 事務室、廊下、交流スペース、会議室、調理室、大ホール</p>

第68号議案	瀬戸市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1 条例改正の理由	令和5年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市議会の議員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。										
2 条例改正の概要	<p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6月</th> <th>12月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td> <td>1.65月</td> <td>1.75月(0.10月分増) (現行1.65月)</td> </tr> <tr> <td>令和6年度以降</td> <td>1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)</td> <td>1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和5年12月27日(令和5年12月1日から適用)又は令和6年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。</p>			6月	12月	令和5年度	1.65月	1.75月(0.10月分増) (現行1.65月)	令和6年度以降	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)
	6月	12月									
令和5年度	1.65月	1.75月(0.10月分増) (現行1.65月)									
令和6年度以降	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)									
3 条例改正に係る根拠法令	地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条第4項										
4 条例改正に伴う影響、効果等	議長の年収が79,605円、副議長の年収が69,745円、常任委員会(予算決算委員会を除く。以下同じ。)及び議会運営委員会の委員長の年収が66,845円、常任委員会及び議会運営委員会の副委員長の年収が66,120円、議員の年収が65,395円増額となる。										

第 6 9 号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について										
担当課・係名	人事課 人事給与係										
1	<p>条例改正の理由</p> <p>令和 5 年 8 月 7 日付けの人事院勧告の内容を考慮し、特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するに当たり、条例中所需の事項を改正するため。</p>										
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 5 年度</td> <td>1. 65 月</td> <td>1. 75 月 (0. 10 月分増) (現行 1. 65 月)</td> </tr> <tr> <td>令和 6 年度 以降</td> <td>1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)</td> <td>1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>施行期日を令和 5 年 1 2 月 2 7 日 (令和 5 年 1 2 月 1 日から適用) 又は令和 6 年 4 月 1 日とし、所需の経過措置を設ける。</p>			6 月	1 2 月	令和 5 年度	1. 65 月	1. 75 月 (0. 10 月分増) (現行 1. 65 月)	令和 6 年度 以降	1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)	1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)
	6 月	1 2 月									
令和 5 年度	1. 65 月	1. 75 月 (0. 10 月分増) (現行 1. 65 月)									
令和 6 年度 以降	1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)	1. 70 月 (0. 05 月分増) (現行 1. 65 月)									
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 0 4 条第 3 項</p>										
4	<p>条例改正に伴う影響、効果等</p> <p>市長の年収が 1 5 0 , 6 0 0 円、副市長の年収が 1 2 3 , 6 0 0 円、教育長の年収が 1 0 9 , 9 0 0 円増額となる。</p>										

第70号議案	瀬戸市職員の給与に関する条例等の一部改正について		
担当課・係名	人事課 人事給与係		
1 条例改正の理由			
令和5年8月7日付けの人事院勧告の内容を考慮し、瀬戸市職員の給料月額等を改定するに当たり、条例中所要の事項を改正するため。			
2 条例改正の概要			
(1) 主な内容			
ア 瀬戸市職員の給与に関する条例について			
(7) 一般職の職員の給料月額について、初任給を11,000円（大卒程度）引き上げる。また、平均改定率は若年層に重点を置き、そこから改定率を徐々に減らし、平均1.1%引き上げる。			
(4) 一般職の職員の期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。			
		6月	12月
令和5年度	職員	1.20月	1.25月(0.05月分増) (現行1.20月)
	定年前再任用 短時間勤務職員	0.675月	0.70月(0.025月分増) (現行0.675月)
令和6年度以降	職員	1.225月(0.025月分増) (現行1.20月)	1.225月(0.025月分増) (現行1.20月)
	定年前再任用 短時間勤務職員	0.6875月(0.0125月分増) (現行0.675月)	0.6875月(0.0125月分増) (現行0.675月)
(7) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。			
		6月	12月
令和5年度	職員	1.00月	1.05月(0.05月分増) (現行1.00月)
	定年前再任用 短時間勤務職員	0.475月	0.50月(0.025月分増) (現行0.475月)
令和6年度以降	職員	1.025月(0.025月分増) (現行1.00月)	1.025月(0.025月分増) (現行1.00月)
	定年前再任用 短時間勤務職員	0.4875月(0.0125月分増) (現行0.475月)	0.4875月(0.0125月分増) (現行0.475月)

イ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

(7) 特定任期付職員の給料表の月額を、次のとおり改める。

号給	改定後	改定前
1	380,000円	376,000円
2	427,000円	422,000円
3	477,000円	472,000円
4	539,000円	533,000円
5	615,000円	608,000円
6	718,000円	710,000円
7	839,000円	830,000円

(4) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を次の表に掲げるとおりとする。

	6月	12月
令和5年度	1.65月	1.75月(0.10月分増) (現行1.65月)
令和6年度 以降	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)	1.70月(0.05月分増) (現行1.65月)

(2) 施行期日等

その他所要の事項を改正し、施行期日を令和5年12月27日(令和5年4月1日から適用)又は令和6年4月1日とし、所要の経過措置を設ける。

3 条例改正に係る根拠法令

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第3項
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項

4 条例改正に伴う影響、効果等

職層に応じ、職員の年収が約21,376円から約228,140円までの範囲で増額となる。

平均で、部長級は84,682円、課長級は78,736円、課長補佐級は68,918円、係長級は67,898円、主任級は101,363円、主事級は125,504円、主事補級は172,253円の増額となる。また、定年前再任用短時間勤務職員は30,184円、特定任期付職員は110,580円の増額となる。

第 7 1 号議案	瀬戸市指定ごみ袋の買入れについて
担当課・係名	環境課 ごみ減量係
1 議案提出の理由	瀬戸市指定ごみ袋の買入れに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 買入物件 瀬戸市指定ごみ袋</p> <p>(2) 形状、種類及び枚数</p> <p style="padding-left: 40px;">低密度ポリエチレン製ごみ袋（手提げ型・ペロ付き ・マチ有り）10枚1セット</p> <p style="padding-left: 40px;">燃えるごみ</p> <p style="padding-left: 80px;">45リットル 3, 202, 000枚</p> <p style="padding-left: 80px;">30リットル 1, 603, 500枚</p> <p style="padding-left: 80px;">20リットル 536, 500枚</p> <p style="padding-left: 40px;">燃えないごみ</p> <p style="padding-left: 80px;">40リットル 104, 500枚</p> <p style="padding-left: 80px;">20リットル 13, 250枚</p> <p>(3) 買入価額 41, 687, 387円</p> <p>(4) 買入先 静岡県沼津市松長714番地の5 サーモ包装株式会社</p>
3 議案提出に係る根拠法令	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条
4 議案提出に伴う影響、効果等	市指定ごみ袋を早期に調達することが可能となり、計画的かつ安定的に市民へごみ袋を供給することができる。

第72号議案	尾張東部衛生組合規約の一部変更について
担当課・係名	環境課 ごみ減量係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>尾張東部衛生組合の副管理者に全組合市の副市長を充てるため、尾張東部衛生組合規約の一部を変更するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案の概要</p> <p>(1) 尾張東部衛生組合規約の変更の内容</p> <p>ア 副管理者について、現行1人であるものを3人置くものとするもの</p> <p>イ 副管理者は、組合市の副市長をもって充てるものとするもの</p> <p>(2) 尾張東部衛生組合規約の変更の施行期日等</p> <p>令和6年4月1日</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項及び第290条</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>組合において、副管理者を組合市（瀬戸市、尾張旭市及び長久手市）からそれぞれ選任することにより、組合の適正かつ円滑な運営を図ることができ、及び組合の実施機関における意思決定を組合市が的確に把握することができる。</p>

第73号議案	指定金融機関の指定について
担当課・係名	会計課 会計係
1	<p>議案提出の理由</p> <p>公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。</p>
2	<p>議案提出の概要</p> <p>(1) 指定金融機関 瀬戸信用金庫</p> <p>(2) 指定期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで</p>
3	<p>議案提出に係る根拠法令</p> <p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項</p> <p>(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項</p>
4	<p>議案提出に伴う影響、効果等</p> <p>実績を評価し、これまで同様、引き続き3年間指定するものとする。</p> <p>主な実績</p> <p>歳入・歳出の公金処理は迅速かつ確実に行われており、問題となる事案は皆無である。また、金融機関としての経営状況や健全性、地域振興協力基金による助成事業を始めとした地域貢献の観点からも申し分ない。</p>

第 7 4 号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び瀬戸市児童発達支援センターに関する条例の一部改正について														
担当課・係名	児童発達支援センター														
<p>1 条例改正の理由</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、条例中所需の事項を改正するため。</p>															
<p>2 条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>児童福祉法の一部改正に伴い、条例中に引用している条項等を次のとおり改める。</p> <p>ア 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について</p> <table border="1" data-bbox="363 920 1200 1059"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センター 嘱託医</td> <td>福祉型児童発達支援センター 嘱託医</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 瀬戸市児童発達支援センターに関する条例について</p> <table border="1" data-bbox="363 1115 1200 1395"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援センター</td> <td>福祉型児童発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>第 6 条の 2 の 2 第 5 項</td> <td>第 6 条の 2 の 2 第 6 項</td> </tr> <tr> <td>第 6 条の 2 の 2 第 6 項</td> <td>第 6 条の 2 の 2 第 7 項</td> </tr> <tr> <td>第 4 3 条</td> <td>第 4 3 条第 1 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日</p>		改正後	改正前	児童発達支援センター 嘱託医	福祉型児童発達支援センター 嘱託医	改正後	改正前	児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター	第 6 条の 2 の 2 第 5 項	第 6 条の 2 の 2 第 6 項	第 6 条の 2 の 2 第 6 項	第 6 条の 2 の 2 第 7 項	第 4 3 条	第 4 3 条第 1 号
改正後	改正前														
児童発達支援センター 嘱託医	福祉型児童発達支援センター 嘱託医														
改正後	改正前														
児童発達支援センター	福祉型児童発達支援センター														
第 6 条の 2 の 2 第 5 項	第 6 条の 2 の 2 第 6 項														
第 6 条の 2 の 2 第 6 項	第 6 条の 2 の 2 第 7 項														
第 4 3 条	第 4 3 条第 1 号														
<p>3 条例改正に係る根拠法令</p> <p>児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）</p>															

第75号議案	瀬戸市新世紀工芸館に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	ものづくり商業振興課 ものづくり係
1 議案提出の理由	瀬戸市新世紀工芸館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市新世紀工芸館</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西茨町113番地の3 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 南仲之切町81番地の2</p> <p>(2) 敷地面積 1,589.15㎡</p> <p>(3) 延床面積 1,459.48㎡</p> <p>(4) 施設内容 展示棟 ギャラリー、事務室 交流棟 ギャラリー、コミュニティルーム、情報コーナー 工房棟 陶芸・ガラス工房及び作業場、窯場、体験工房</p>

第76号議案	瀬戸染付工芸館に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	ものづくり商業振興課 ものづくり係
1 議案提出の理由	瀬戸染付工芸館の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸染付工芸館</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 瀬戸市西茨町113番地の3 公益財団法人瀬戸市文化振興財団</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条の2第3項</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>施設概要</p> <p>(1) 所在地 西郷町98番地</p> <p>(2) 敷地面積 684.50㎡</p> <p>(3) 延床面積 398.33㎡</p> <p>(4) 施設内容 本館 作品展示・映像&書籍コーナー、事務室 交流館 染付工房及び展示室 古窯館</p>

第77号議案	瀬戸市スポーツ施設に係る指定管理者の指定について
担当課・係名	スポーツ課 スポーツ係
1 議案提出の理由	瀬戸市スポーツ施設の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるため。
2 議案の概要	<p>(1) 施設の名称 瀬戸市スポーツ施設</p> <p>(2) 指定管理者となる団体 名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 ハマダスポーツ企画株式会社</p> <p>(3) 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで</p>
3 議案提出に係る根拠法令	<p>(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項</p> <p>(2) 瀬戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年瀬戸市条例第16号）第4条</p>
4 議案提出に伴う影響、効果等	<p>多様化する住民ニーズに対し、継続して効果的かつ効率的に対応するため、瀬戸市スポーツ施設の管理をハマダスポーツ企画株式会社に委任することで、住民サービスの向上を図るもの</p> <p>施設概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民公園 （野球場、プール、武道館、弓道場、陸上競技場、テニスコート（A）、テニスコート（B）、瀬戸市体育館・瀬戸市第二体育館、ゲートボールコート、ジョギングコース、ミニオリエンテーリングコース、瀬戸市交通児童遊園、児童遊園） ・ 窯神グラウンド ・ 陶祖グラウンド ・ 南公園グラウンド ・ 北スポーツ施設 （北グラウンド、北テニスコート） ・ 瀬戸信用金庫総合グラウンド （南ヶ丘野球場、南ヶ丘テニスコート、南ヶ丘運動広場）

第78号議案	瀬戸市空家等対策協議会条例及び瀬戸市空家等の適正管理に関する条例の一部改正について											
担当課・係名	都市計画課 建築指導係											
1	<p>条例改正の理由</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例中 所要の事項を改正するため。</p>											
2	<p>条例改正の概要</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、条例 中に引用している条項を次のとおり改める。</p> <p>ア 瀬戸市空家等対策協議会条例について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7条</td> <td>第6条</td> </tr> <tr> <td>第8条第1項</td> <td>第7条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 瀬戸市空家等の適正管理に関する条例について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第22条第3項</td> <td>第14条第3項</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行期日等</p> <p>公布の日</p>		改正後	改正前	第7条	第6条	第8条第1項	第7条第1項	改正後	改正前	第22条第3項	第14条第3項
改正後	改正前											
第7条	第6条											
第8条第1項	第7条第1項											
改正後	改正前											
第22条第3項	第14条第3項											
3	<p>条例改正に係る根拠法令</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）</p>											

第 7 9 号議案	市道路線の認定について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、以下の 3 路線を認定するもの</p> <p>(1) 西山 3 7 号線</p> <p>(2) 坂上 1 5 号線</p> <p>(3) 山口 8 号線</p>	

第 8 0 号議案	市道路線の変更について
担当課・係名	維持管理課 管理係
<p>1 議案の概要</p> <p>市道路線について、坂上 1 3 号線の終点を変更するもの</p>	

2 予算関係

- 第 8 1 号議案 令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 8 2 号議案 令和 5 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 8 3 号議案 令和 5 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 4 号議案 令和 5 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 5 号議案 令和 5 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 6 号議案 令和 5 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 7 号議案 令和 5 年度瀬戸市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 8 8 号議案 令和 5 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

3 報告関係

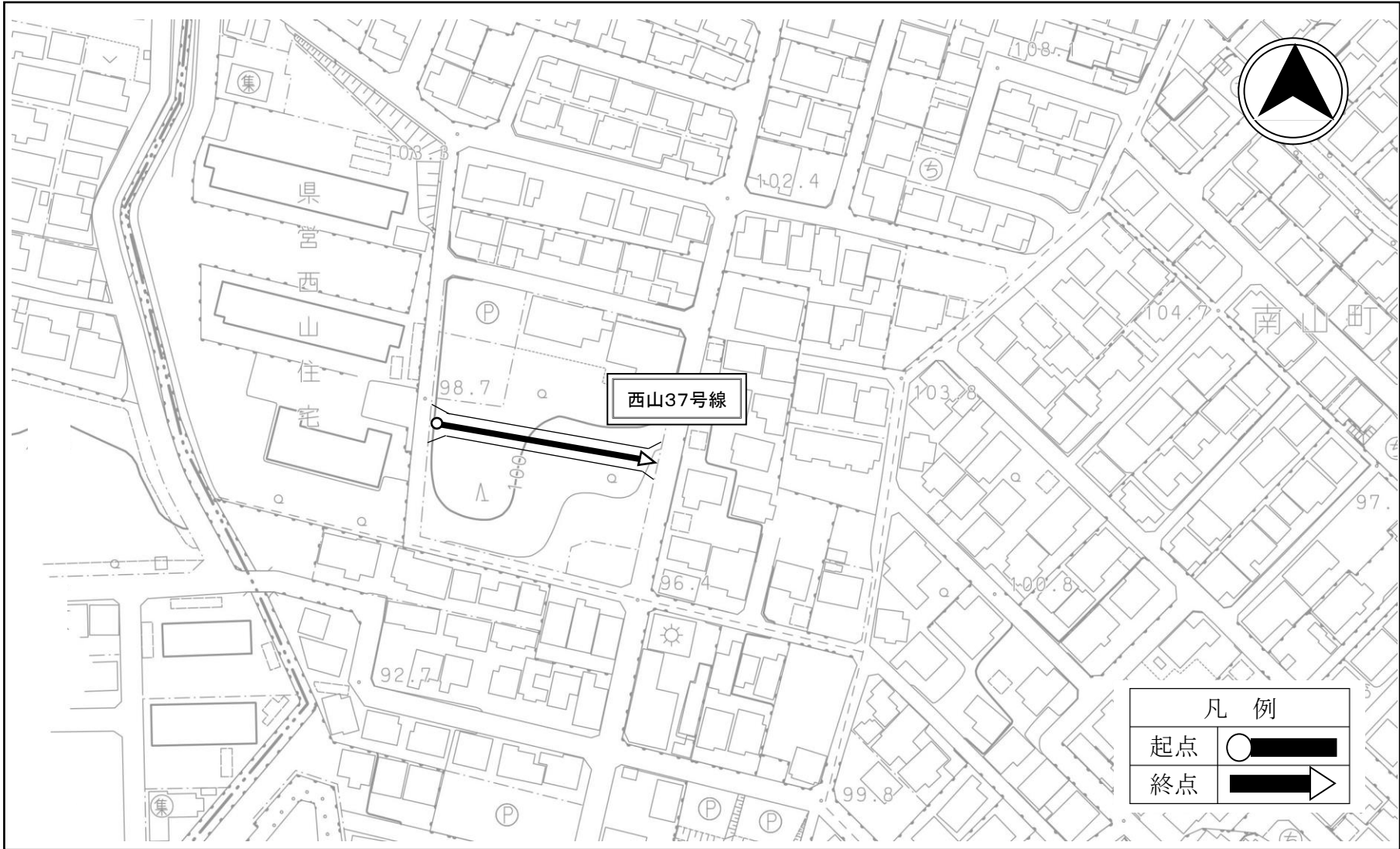
報告第17号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から市長の専決処分事項として指定を受けた損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について、同条第2項の規定により議会に報告するもの

	専決年月日	事故の概要	損害賠償の額及び和解の内容
1	令和5年7月31日	令和4年12月2日瀬戸特別支援学校光陵校舎敷地内において、相手方小型乗用自動車フェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	相手方は、瀬戸市に対し、金121,000円を支払う。 (相手方過失割合100%)
2	令和5年8月2日	令和5年7月11日広之田町地内において、相手方普通乗用自動車が市道を走行中、道路の陥没部分にはまり、当該車両が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方に対し、金49,700円を支払う。 (瀬戸市過失割合35%)
3	令和5年8月15日	令和5年6月20日共栄通3丁目地内において、クリーンセンターのごみ収集車が交差点を左折しようとした際、相手方自転車に接触し、相手方が負傷した人身事故	瀬戸市は、相手方に対し、金29,090円(治療費20,490円、慰謝料8,600円)を支払う。 (瀬戸市過失割合100%)
4	令和5年8月29日	令和5年5月2日前田町地内において、維持管理課の軽貨物自動車が相手方隣地へ後進した際、相手方フェンスに接触し、当該フェンスが損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方フェンスを修理する。(修理費:金85,800円) (瀬戸市過失割合100%)
5	令和5年9月28日	令和5年8月11日日の出町地内において、市が管理する土地で倒木が発生し、隣接する相手方有刺鉄線が損傷した物損事故	瀬戸市は、相手方有刺鉄線を修理する。(修理費:金47,095円) (瀬戸市過失割合100%)

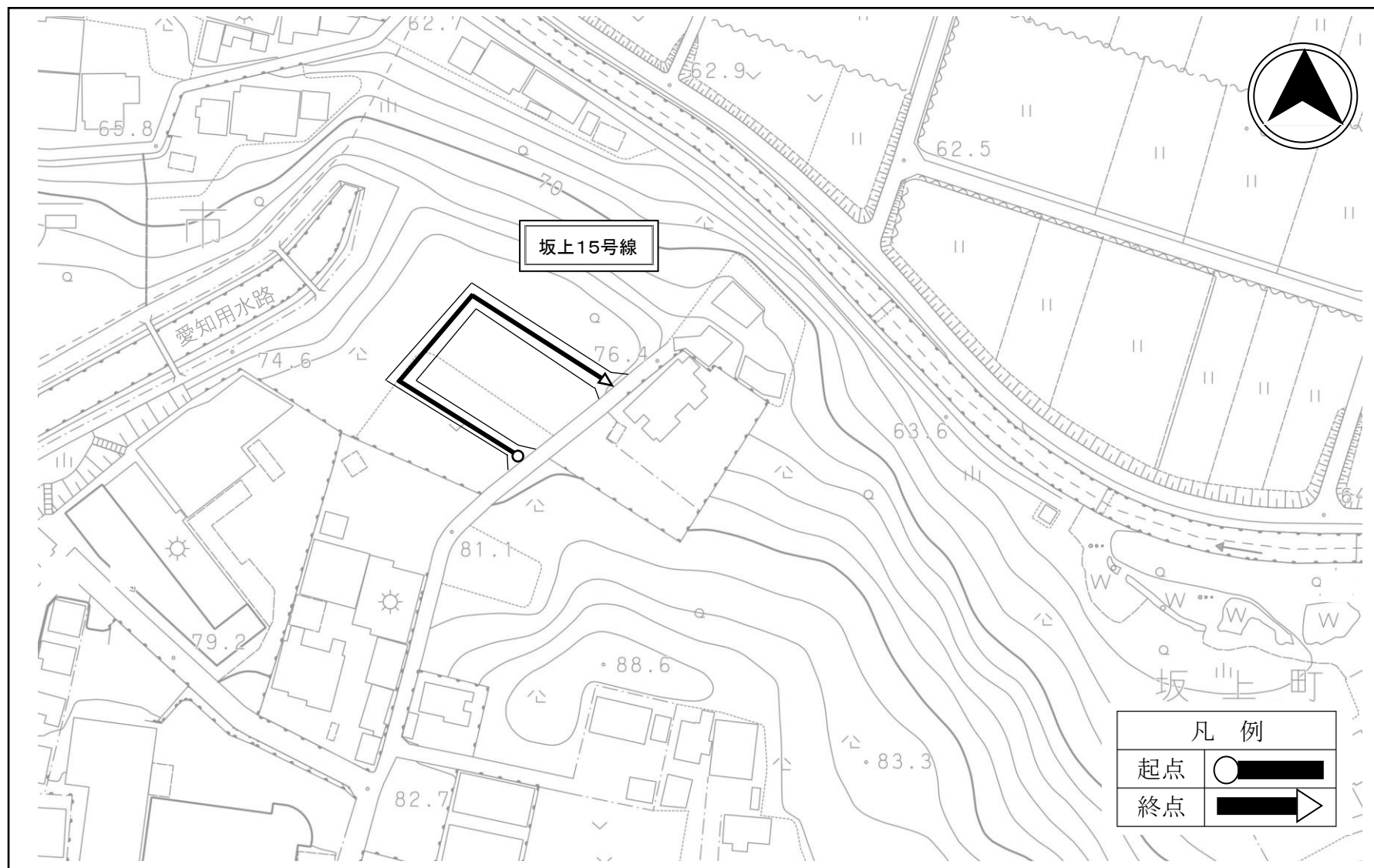
認定路線図

参考資料第79号議案



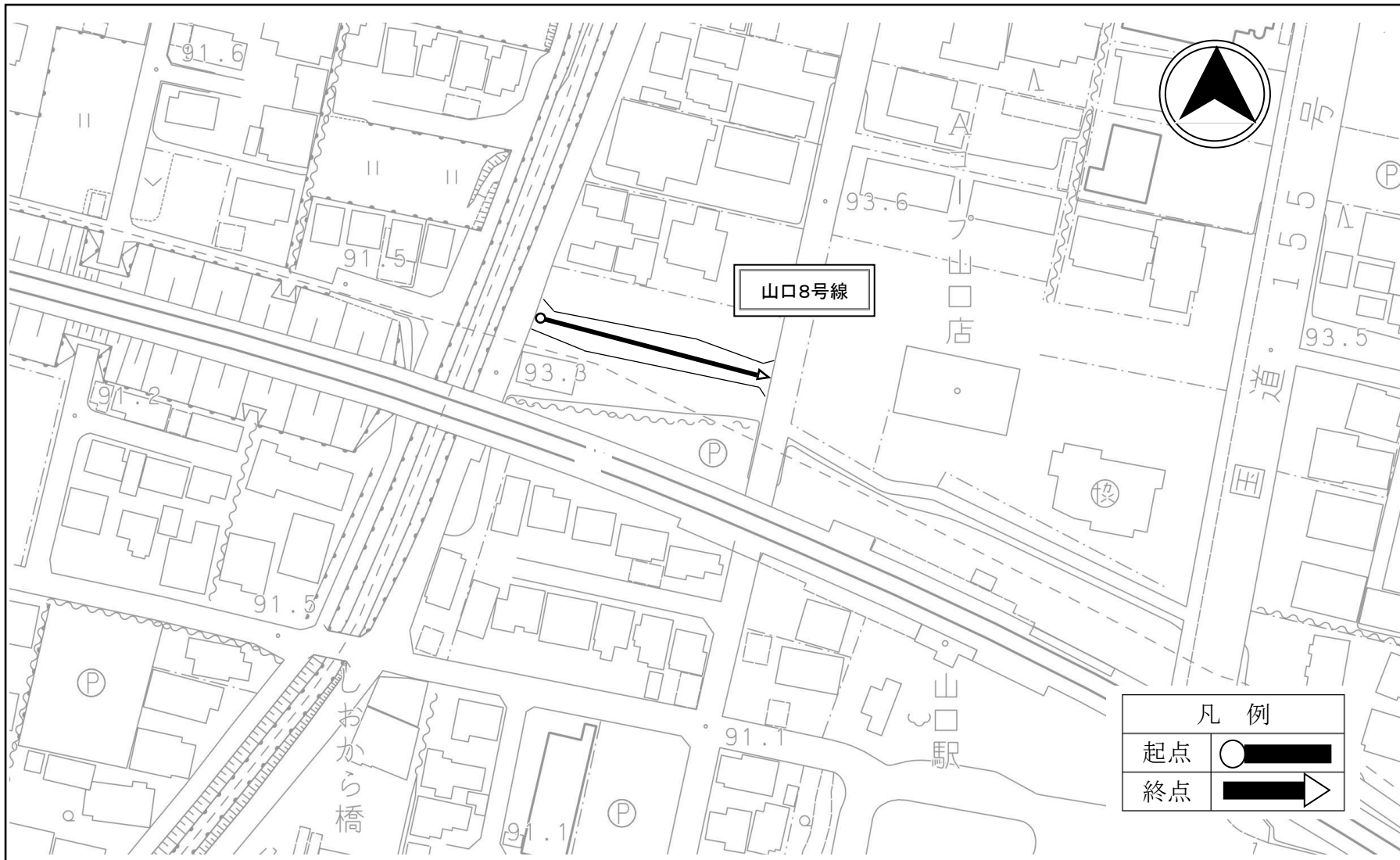
認定路線図

参考資料第79号議案



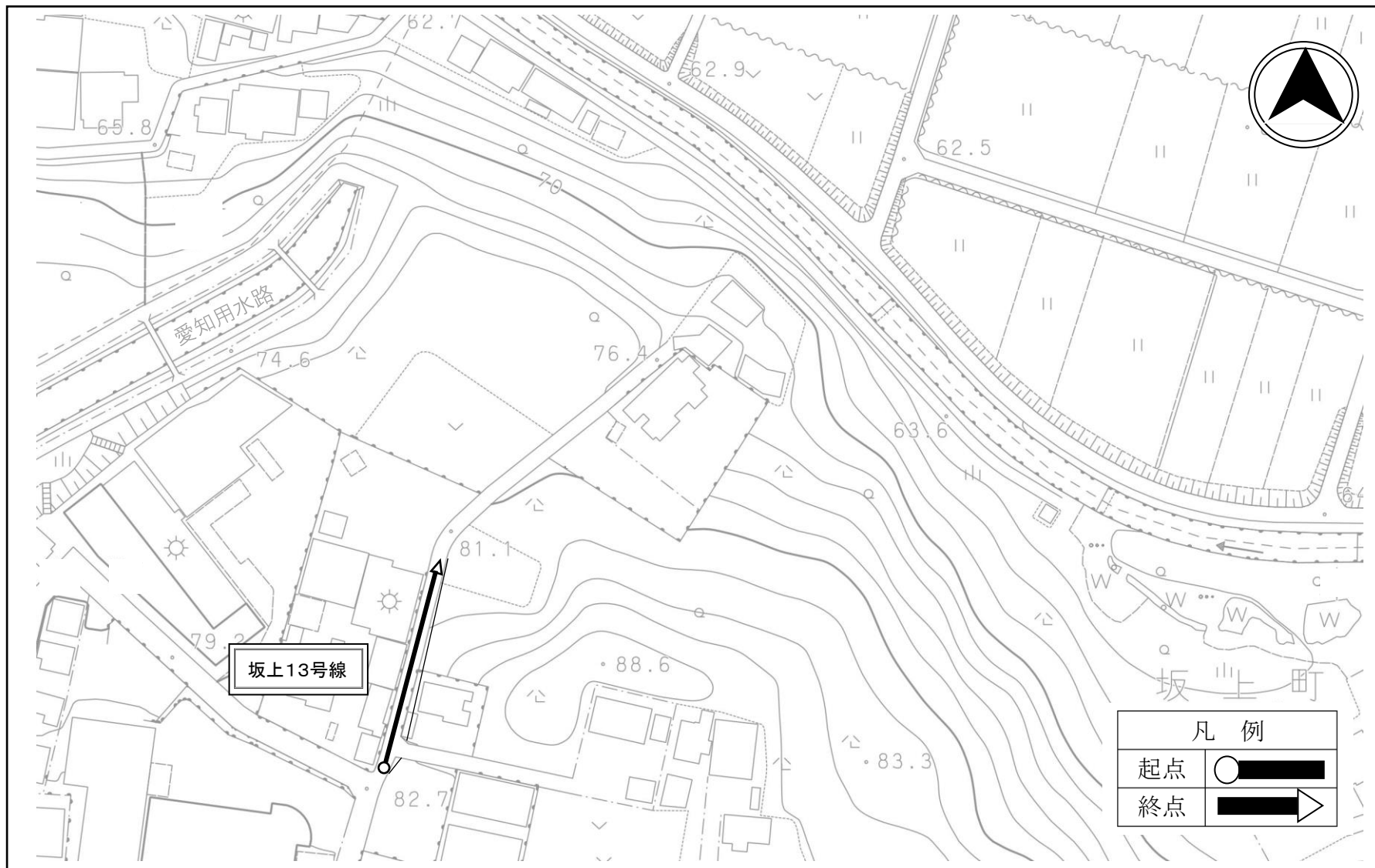
認定路線図

参考資料第79号議案



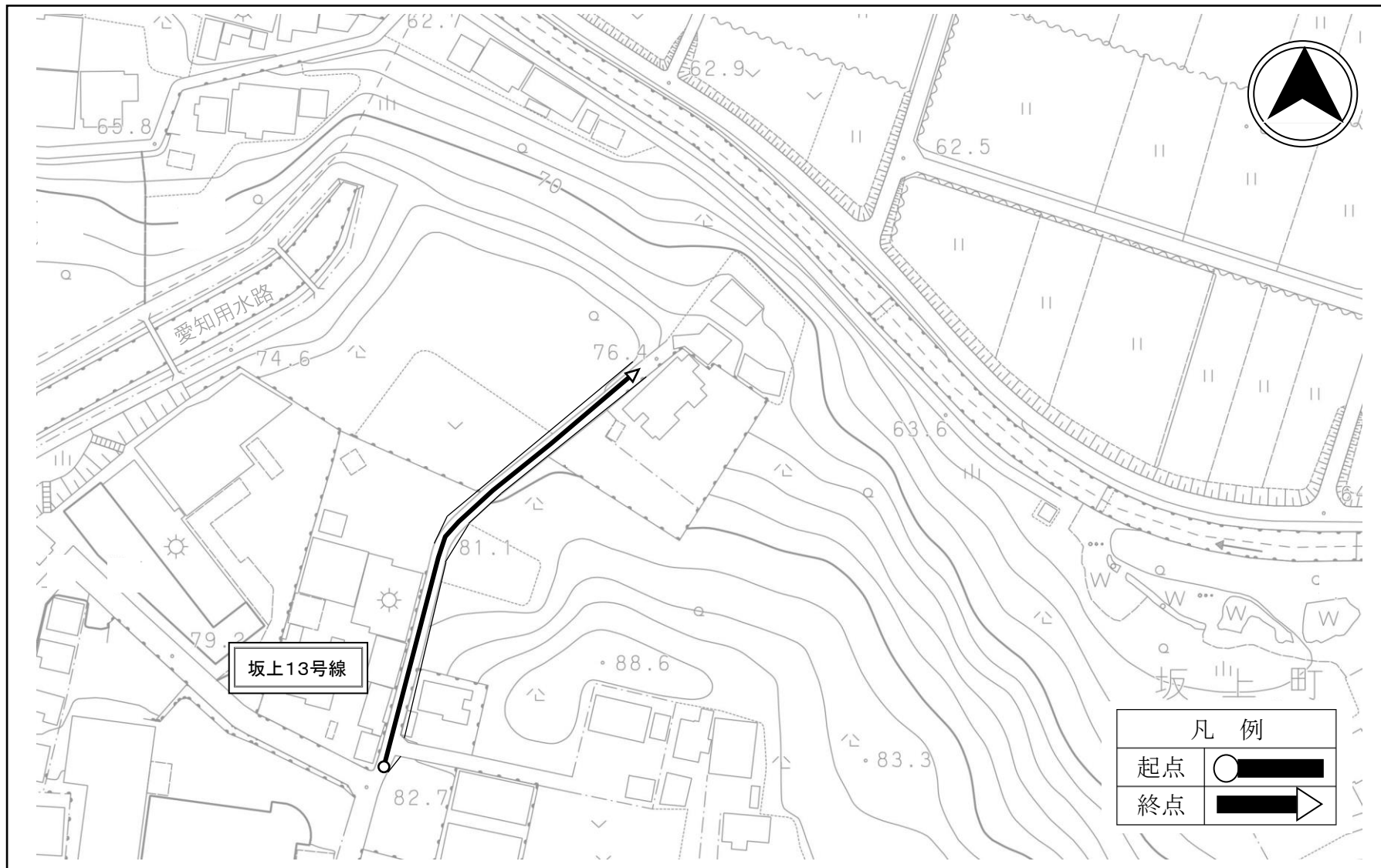
認定路線図 (変更前)

参考資料第80号議案



認定路線図（変更後）

参考資料第80号議案



令和5年度 12月補正予算(案)概要

第1 第81号議案【令和5年度一般会計補正予算(第8号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 11月補正まで B	12月補正 (初日) C	C の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C	対前年同期比
				国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	2,015,185	937,491				① 937,491	44,162,676	98.6%
特 別 会 計	25,115,000	156,170						25,271,170	100.1%
国民健康保険事業	11,593,000	3,960						11,596,960	96.8%
介護保険事業	11,169,000	152,210						11,321,210	103.7%
企 業 会 計	8,563,504	0						8,563,504	99.2%
下水道事業	5,067,715	0						5,067,715	121.1%
合 計	74,888,504	2,171,355	937,491	0	0	0	937,491	77,997,350	99.1%

①「一般財源」の説明
・繰入金 937,491

2 一般会計

(1) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金・給付金給付	937,491				937,491	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により厳しい状況にある方々の生活・暮らしを支援するため、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり7万円を給付するもの。

第2 第82号～第88号議案【令和5年度一般会計補正予算(第9号)、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、令和5年度春雨墓苑事業特別会計補正予算(第1号)、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、令和5年度水道事業会計補正予算(第1号)及び令和5年度下水道事業会計補正予算(第2号)】

1 予算概要

(単位:千円)

	当 初 A	3月補正(追加)から 11月補正まで B	12月補正 (初日) C	12月補正 D	D の 財 源 内 訳				補正後予算額 A+B+C+D	対前年同期比
					国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源		
一 般 会 計	41,210,000	2,015,185	937,491	769,469	211,518	62,900	① 9,807	② 485,244	44,932,145	100.3%
特 別 会 計	25,115,000	156,170		53,005	4,319		13,370	35,316	25,324,175	100.3%
国民健康保険事業	11,593,000	3,960		14,730				14,730	11,611,690	96.9%
春雨墓苑事業	31,000			2,767				2,767	33,767	108.5%
介護保険事業	11,169,000	152,210		36,209	4,319		13,370	18,520	11,357,419	104.1%
後期高齢者医療	2,322,000			▲701				▲701	2,321,299	100.5%
企 業 会 計	8,563,504	0		39,242			114	39,128	8,602,746	99.6%
水道事業	3,495,789			39,159			114	39,045	3,534,948	79.4%
下水道事業	5,067,715	0		83				83	5,067,798	121.2%
合 計	74,888,504	2,171,355	937,491	861,716	215,837	62,900	23,291	559,688	78,859,066	100.2%

①「その他」の説明
・繰入金 11,000
・諸収入 ▲1,193
②「一般財源」の説明
・繰入金 3,783
・繰越金 468,283
・諸収入 13,178

2 一般会計

(1) 新型コロナウイルス感染症関連(電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分)

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
民 生 費	保育所管理運営	3,565				3,565	エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、給食費の値上げをすることなく栄養バランスや量を確保した給食を提供するため、賄材料費の増額を行うもの。
	公立保育所運営	210				210	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けて、保育園の運営に支障が生じないようにするため、光熱費の高騰分について、委託料の増額を行うもの。

(2) その他の主な内容

(単位:千円)

区 分	事 業 名	補 正 額	財 源 内 訳				目 的 及 び 内 容
			国・県支出金	市 債	そ の 他	一般財源	
総 務 費	特殊詐欺対策機器購入費補助金	1,000				1,000	特殊詐欺被害を未然に防止するため、特殊詐欺対策機器の購入費に対する補助金を増額するもの。
民 生 費	保育所管理運営	1,500	1,000			500	令和6年度から保護者による使用済みおむつの持ち帰りをなくし、保育所での処分を実施するため、必要となる備品を購入するもの。
土 木 費	河川環境整備	62,900		62,900			6月2日の大雨により被害を受けた水路の復旧に対応するため、工事請負費を追加するもの。 また、水流による浸食から河岸を保護するため、護岸整備工事に係る費用を追加するもの。
教 育 費	小学校施設整備	13,000			11,000	2,000	陶原小学校プール槽の漏水に対応するため、防水改修工事を行うもの。

(3) 繰越明許費の追加

河川環境整備事業、小学校施設整備事業

(4) 債務負担行為の変更及び追加

外国人英語指導助手派遣業務委託、下品野地域交流センター管理業務委託、新世紀工芸館管理業務委託、瀬戸染付工芸館管理業務委託、公民館管理業務委託、スポーツ施設管理業務委託

(5) 地方債の変更

河川環境整備

(6) 上記のほか、人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

3 特別会計

(1) 国民健康保険事業特別会計

国民健康保険事業費納付金の確定に伴う補正を行うもの。

(2) 介護保険事業特別会計

令和4年度の国庫支出金等の精算による返還金、法改正等に伴うシステム改修費及び地域支援事業費の増額による補正を行うもの。

上記のほか、各特別会計において人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。

4 企業会計

(1) 水道事業会計

漏水修繕件数の増加による修繕費等の補正を行うもの。

上記のほか、各企業会計において人事院勧告の実施、職員の人事異動等に伴う人件費等の補正を行うもの。